下関市生涯学習プラザ共用スペース（テラス）利用基準

1. テラス（1階ウッドデッキ）
	1. 利用条件

・利用内容が、市民の文化交流及び生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養、芸術及び

文化の発展に資するもの、または教育に資するものとする。

下関市生涯学習プラザの利用実績が、以下のとおりあること。

　　・ホール…原則として１年に1回以上

・諸　室…原則として１年に６回以上

　※１年は、概ね利用日の前年または前年度、申請日前１年のいずれかの期間とする。

* 1. 利用回数・利用時間【期間】

・毎月２団体（個人）まで（先着順）。一月に１団体（個人）１回まで。

・１年度（４月～翌年３月）１団体（個人）２回まで。

・１回１時間以内（設営・撤去時間を除く）。

* 1. 利用申し込み

・「下関市生涯学習プラザ　共用スペース利用申込書」を、利用希望日の1カ月前までに提出。

※開催月日・時間帯については、事前にプラザ（財団）と調整、打ち合わせのこと。

* 1. その他

・会場の設営・撤去及び備品等の準備は、原則として主催者が行う。

・使用後は、主催者で使用前の状態に原状回復すること。

・プラザ（財団）の事業の妨げにならないこと。

・来館者等の妨げにならないこと。

・必要に応じ、利用決定後も利用を中止等してもらう場合があること。中止に伴う損害等が

発生した場合も、プラザ（財団）は一切の責任を負わない。

・展示物、持込備品等の管理は主催者で行うこと。盗難、破損等の被害があった場合も、プ

ラザ（財団）は一切の責任を負わない。

　　　・利用に当たっては、下関市生涯学習プラザの設置に関する条例、同条例施行規則、及びド

リームシップ利用案内を厳守すること。

　　　■下関市生涯学習プラザ■

〒750-0016　下関市細江町三丁目1番1号

　　Tel：083-231-1234　Fax：083-242-6234

Email：info@s-dreamship.jp

（指定管理者：公益財団法人下関市文化振興財団）